

中島竜美さんを偲ぶ

写真は2005年1月19日三菱徴用
工広島高裁判決後の集会にて。



本会議の代表中島竜美は2008年1月10日死去いたしました。享年80才。本号は中島竜美を偲び多くの方々から寄せられた追悼文を中心に追悼号として発行します。(掲載順不同)

在韓ビタヤ

第50号
2008.3.29
追悼号

在韓被爆者問題市民会議
〒114-0024 東京都北区西ヶ原3-66-9
ピーコックビル1階アーク印刷内 及川 佐
電話 090(4818)7709
郵便振替 00130-21355828

(もくじ)

☆追悼号☆

◇ 三中島竜美さんの講演より

◇ 新聞掲載記事より(長崎新聞二月二日)

海外からの追悼文

◇ 中島さんを偲んで

◇ 中島竜美氏を悼む

◇ 心からの感謝

◇ 韓日の未来に薫る教え

寄せられた追悼文(順不同)

秋信利彦/岩垂弘/市場淳子/栗原淑江/田中裕

田中熙巳/田村和之/藤平典/豊永恵三郎/内藤雅義

/平岡敬/平野伸人/笹本征男/及川 佐/石川逸子

/有岡道夫/大沢郁夫/小田川興/銀林美恵子/斉藤

喜子/山口明子/渡辺峯

◇ 崔季澈(チヨゲチヨル) 裁判

最高裁で勝利判決勝ち取る

…… 24

市民会議ホームページご覧下さい。
<http://www.asahi-net.or.jp/~hn3t-oikw>
E-mail:jcpd@peace.email.ne.jp

三菱広島・元微用工被爆者裁判 最高裁勝訴報告会

中島竜美さんの講演より

二〇〇七年12月24日（土）平和記念資料館第一会議室

はじめに

今ご紹介いただきました、中島でございます。『朝鮮人被爆者孫振斗裁判の記録』という本をまとめたものですから、私のところに話が来たのですけれども、今日は法律家の二人の先生たちのきちんとしたお話の中に私が一人入り、雑談みたいな話しかできないと思います。

お二人の話に出ております三つの大きな裁判の成果で、在外被爆者問題がここまで来たというその最初に、孫振斗裁判の最高裁判決があります。この裁判に関わった人間は何百人、何千人がいて、いま「市民の会」代表をやってらっしゃる元氣印の大阪の市場淳子さんは、当時ぴかぴかの大学一年生で運動やってらした訳だし、それから社民党の阿部知子さんは東大医学部の学生でした。私が付き合っていたのは青医連っていうグループの大変元気な学生さんたちでした。片っぱで学生運動の人たちが支えて、少数の市民が前面

に出て、裁判を切り拓いていったと、かつこよく言えばそうなんです、わたくし自身のこと引きつけて言いますと、そんな立派なっていうとおかしいんですけど、きちんとした運動ではなかったように思います。こここのとこだけ、広島との絡みだけでも、こういう機会にちょっと話さして頂こうかなと思っています。

広島との関わり

私と平岡敬さんたちとのつながりは、私はフリーのジャーナリストですから、広島通いをしていて、平岡敬さんたちから「記者ぼっぼ」って言われてたほうなんです。当時、新幹線はありませんから、「汽車ぼっぼ」と新聞「記者」をひっかけて、「記者ぼっぼ」って言われて、「おまえ何回広島来た？」みたいなことをしょっちゅう言われていました。当時中国新聞で現場記者ばりばりの平岡さんや大牟田稔さんがいらして、そのボスが金井利博さんだったんですけれども、私は

金井学校の聴講生という形で、いろいろ勉強させていただいた、そういう間柄でございます。

私はヘそ曲がりなものですから、あまりまともにオーソドックスな広島取材はしておりません。平岡さんや大牟田さんたちもそうだったということもあり、その影響もあったかもしれませんが、マイノリティの取材をずっとしておりました。大牟田さんは「きのこ会」や沖縄の被爆者の取材の草分けになったし、平岡さんはご存知のように、韓国の被爆者を初めて掘り起こされた方です。

朝鮮人・韓国人被爆者との関わり

私は住まいが東京で、東京からの通いでございますけれども、東京にも在日朝鮮人の被爆者の方が結構いらして、その付き合いは一九五〇年代からありまして、在日朝鮮



人の被爆者問題をやりました。50年代の終わりから60年代にかけてきた北朝鮮への帰国運動が始まって、その方たちの取材をやっておりましたら、一度だけですけれども、総連系の、確か『朝鮮画報』と言ったと思うんですけど、その記者の方が、北朝鮮に帰られる被爆者の取材をしたいというので、協力して一緒に取材したことがありました。そのような関係で、日韓条約反対の原稿も書いていました。そういう人間がなんで孫振斗に関わったのかと、当時相当言われたものです。

平岡さんと私とは共通の被爆者の関係が実はあったんですね。日韓条約締結の前は比較的、被爆者健康手帳がおりてたもんですから、人数は少ないですが結構手帳を取りに来られた方がいらしたんです。

一九六三年だと思うんですけど、中国新聞に証人探しを頼みに来て、見つかって手帳を取った方がいらして、その人が東京に来られたのが65年、日韓条約の締結後の間の頃だったんですが、その時、不法残留っていう形になってたんですね。孫さんとよく似てるんですね。その時、韓国に住んでる被爆者に初めて会ったのです。東京では法務大臣に上申書を出したり、やれること

はいろいろやってみたのですけども、結局力がなくて、それで彼はおそらく友だちのところへもぐりこんだんだろうと思います、そのままになってしまいました。

一九六八年に、孫振斗さんの妹の貴達（きだる）さんが、山口県に密入国して来ました。山口の平和団体の一部や、山口大学の学生さんたちがその時は立ち上がったんじゃないかという気がします。深川宗俊さんなどが広島から名乗りを上げて、救援に動いていらっしやったことを知っていました。ただ、最終的にはいろんなことがありまして失敗するんですね。一つは貴達さんが麻薬の運び人だったというような情報が入りまして、善意が裏切られたと新聞でも相当書き立てられました。

孫振斗さんの入国

その二年後の一九七〇年に孫振斗^{そんじんどう}さんが入国して来ました。中国新聞の支社は佐賀にはなかったですから、初めの通信は共同通信からです。入国の直後に、平岡さんから「どうしよう」という電話があったんです。「どうしよう」というのはいろんな意味があって、最終的には「やるか」っていう話になるんですけれども、まずは裏を取

らないといけないんで、東京の被団協の本部から佐賀の被団協に連絡を取って確かめて欲しいと、本当に貴達さんのお兄さんなのかどうかと。間違いないという連絡があり、佐賀の被団協の会長さんに行ってもらうと、大阪弁を使う変な朝鮮人で、貴達さんのお兄さんに間違いないということがわかりました。

中国新聞に載ったのは確か12月の8日だと思います。新聞に載る時には「やるか」っていう話は「なんかで関わるか」っていうことしかなくて、それで急遽、新聞に載せてどのくらいの人数が集まって何ができるかっていうことから実は始まっています。

入国して来た所は佐賀県の串浦港です。唐津に近いところで、場所も遠い。その当時、市民運動なんていう言葉もなく、何かしなきゃいけないってんで集会を持つという計画を広島で立てた時に、集まってもらう方たちはどう呼びかけるかが大変難しかったんですね。やっぱり密航者を支援するっていう、じゃあその理由付けをどうするかみたいなこともありまして、貴達さんに対する期待が逆に裏切られて、もうこりごりだっている雰囲気もありました。実際に集会を開こうといっても、平岡さ

んは現役の新聞記者ですから、何かやろうってできる訳はないし、そこで形だけ講演会みたいな、私の話を聞く会みたいな集會がおそらくYMCAでやったのが最初です。その時お願いしたのが広島女学院の橋本先生です。どなたもまあそういう役目をやっていただく方がないということで、橋本先生に縷々お願いして開きました。私のつまらない東京での在日の朝鮮人の被爆者のことだとか、まあ平岡さんの代弁もしましたけど、実際に入国してきてこういうことになっている。国交が回復する前はビザの書き換えなんか簡単だったんだけど、国交が回復した途端に大変に厳しくなって、在留も厳しくなったんだと。

こちらは孫振斗氏というのはどういう人間かもさっぱりわからなくて、まだ実際に私会ってませんでした、その時は。平岡さんは先に一応会いに行ってますけれど。そんな形で集會をやって、当時の雰囲気伝えるために私言うのですが、民団の方たちもやっぱりそういう形で関わらないで欲しいという気持ちがあって、でも直接抗議には来ませんでした。亡くなった方で、みなさんご存知だから言いますけど、河本一郎（かわもと いちろう）さんが、やめてくれ

ていう形でその会場にいらして、録音を録りながら抗議をされたのが印象的でした。当時の広島市の雰囲気、やっぱりそこに現われてるなっていう気がしました。だけど、その時でも五〇人ぐらいの集會でありまして、若い人たちが多かったんですけども、その時中核になってくれたのが、広大の医学部の学生さん。その他、新聞社にアルバイトに来てる方だとか若い人たちにずいぶん集まってもらったんです。その人たちが福岡、佐賀にお医者さんを派遣したりとか、段取りを全部やってくれて、運動が始まったことだけははっきりしております。そこだけは正確に伝えておかないといけないなと思いつつながら、なかなか……。

孫振斗さんの裁判

ちよつと雑談っぽくなっちゃったんですが、孫さんに関わって突然裁判が始まるんです。はじめの裁判は入管令違反の、密航の裁判なんですね。そういう刑事事件から始まって、それから手帳裁判になるんです。権力の手の中にとられてしまった人とう関係あるかということで、まず保釈の請求ですね。保釈させて、精密検査を受けてもらう。だから初めの目標は保釈。何回保釈

の請求を出しても許可されなくて、そのまま入管令の裁判になっていきました。この裁判で勝ったとしてもそれとまりな訳で、その次の手はどうやって打てるかみたいなことは全く考えが及ばないような始まり方をしてしまいました。

入管令の裁判で一審も二審も負け、刑が決まって、収監されたなかで、病気が悪化しました。権力のほうが病院に入れなきゃならないというところに来て、打つ手が他にあるかということで、手帳裁判が始まるというお粗末なわけです。手帳を取るために入国してきて、裁判を起こしたみたいだな、そういうふうにかっこよく考えていたんだけど、話が非常におかしくなるということをお話しておきたいと思います。

辛泳洙さんとの関わり

それから、もうひとつ。日韓条約の後、韓国の協会が作られてから、郭貴勲さんのほうが先だったんですけど、その後続いて辛泳洙（しんよんす）さんなんかと知り合いになるわけです。その辛泳洙さんが、孫振斗さんの問題にすぐく支援をしてくれるわけですね。日本の中で支援をしてくれる人たちを探すのが難しいような時代に、こ

ういう状況の韓国の被爆者に全面的に協力してくれるっていうのはどういうことかっていうのが、私は初め半信半疑でございました。正直に言って、辛泳洙さんは大変厳しい状況の中で日本に来てるのがわかっていますから、そういう中で孫さんを支援するっていうのはよっぽどじゃないとできないって思っていたんです。そのへんは辛泳洙さんの幅の広さみたいなことがあって、彼自身が本気になっているのがわかりました。裁判を通じて、おそらく最低二回は証人に立ってもらってると思います。そういう形で在韓の被爆者の方たちを孫さんの問題に引きずりこんでいかどうかの判断は、実ははじめ非常に難しかったような状況があったことは事実でございます。

在韓被爆者が手帳をとる意味

今から考えますと、韓国、その当時一万五千人と言われていた帰国された被爆者の人たちが日本に来てみんな手帳をとって治療すればいいというようなことは考えられない状況なわけで、だから手帳を取る意味と、日本でしか原爆医療の専門治療ができないという問題とをどう考えるかっていうのは、私たちにしてみれば、ひとつな

ぎで考えるのは非常に難しい状況だったわけです。ですが、辛さんにしてみれば、一人でも手帳を取る人間を増やすことで日本政府を変えていくという考えが一方にあって、それと日韓のその時の状況からして韓国で運動を作っていくこともできないし、日本での支援運動といっても、これは差し支えあるかどうかわかりませんが、反核団体の一つの団体は在韓の被爆者の支援を打ち出してはいたんですけれども、実質的に韓国でそれほど有効な運動にはなっていないという認識が韓国の被爆者の中にはあって、その辺の日本の支援の訴えの仕方、当時の辛さんたちにしてみれば大変な迷いがあったんだなあとというふうに今からは考えています。

日韓条約締結後、日本で治療したいという方たちに、もっとすっきり手帳を出して治療をし、はじめは民間の団体でもいいと思いますけれども、韓国に支援の形で少しづつでも在韓の被爆者が居住国で援護が受けられるような形ができていたら、全然その後の在韓被爆者問題は変わっていったというふうに思わざるを得ないわけです。だけど、そういうふうには

はならなかったことだけは、はっきりと言わざるを得ないと思います。



辛さんの手帳取得

一九七四年に辛泳洙さんが自分から手帳申請をしました。そういう動きをどういう形で行ってきたのかということの報告を、ここではしなきゃいけないと思います。

当時、東京都は美濃部都政で、相当国と張り合う力を持っていたという状況がございました。私は、そのへんのことを踏まえた上で整形外科のお医者さんの話に乗ってしまいました。その整形外科の先生は医療奉仕ということで沖縄の戦傷兵のケロ

イド手術なんかをしてらした方ですが、その方がたまたか辛泳洙さんの新聞をご覧になって、半分はおそらくそういうお医者さんの自己宣伝だと思っただけで、治療奉仕をしたいという申しこみを私のほうにしてきたわけです。辛泳洙さんは左側の耳たぶが崩れているようなひどいケロイドを持ってまして、あごはくっついてました。

辛さんにこういう話があるけれどどうですかと相談をしました。はじめは自分は手術をするつもりはないというわけです。ただ手帳申請ができるならば乗ってもいいということを言われて、それじゃお願いしようかっていうので、招請治療、お医者さんのほうでお金を持って招請するということで、はじめて治療ビザを入管から出してもらったんですね。それが初めてです。

国会では結構きれいなこと言っています、ケースバイケースで治療には来られるみたいな言い方をしてるんですけど、そんなことありませんで、治療ビザを出すこと自体が非常に難しいんですね。それも被爆者だからという形じゃなく、もっと一般的な意味の治療ビザっていう形で出してもらって。入院して手術を始めた時に、どの段階で手帳申請をしようかいろいろ迷っ

たんですけど、その前から東京都のほうにこれは申請をしたらどの程度、おける可能性があるだろうかとかといふ打診をしました。美濃部知事の特別室長に手を回しまして話をしてもらったり、だんだん美濃部さんが国とけんかをして取ろうじゃないかっていうように変わってきたということが聞こえてきたもんですから、それじゃあやるかと。

辛さんへの手帳交付と四〇二号通達

孫振斗さんの第一審の判決が一九七四年三月30日だったんですが、勝訴が出て、その当時から一応の打診はしといたんですけど、でも、辛さんが実際に手帳申請をしましたのは、7月22日です。7月22日には、皮肉なことに四〇二号が発出されてるわけですね。そのことに関して私は私見がございまして、これは官僚が感情的な反論として作ったと思っています。

漏れてきた話として、国と東京都のその当時は企画調整局だったと思いますが、ほんとにやる気で都知事だけじゃなくて、その職員がほんとに乗り込んでって向こうでやりあったですね。その話を聞いてますから、手帳申請の日にああいう四〇二号を作

ること自体が、やっぱり僕は関係があるというふうに思わざるを得ない。

手帳申請の次に、辛泳洙さんが原爆症の認定申請をする場合を当然予測したのではないかと。その先を考えて、特別措置法でなにしろ止めるというストーリーができたんじゃないかと僕は考えています。要するにタイミングよく、7月22日に四〇二号を出したということだと思っんですが。

私たちは辛泳洙さんに手帳が出たっていうんで舞い上がっちゃって、万歳万歳で。四〇二号が出たなんて、それから20年間わかんなかったわけですね。長崎の龍田弁護士から「なんであんなたちそんなこと知らなかったのか」と言われたんですけど、そういう大きな歯止めを片っぱで



作っていたっていうのを知らないで運動をやってきたし、そういう大変大きなロスをしてしまったというのが、私の反省としてあります。

基本懇

私がどうしても引っかかっているのは、孫振斗裁判の最高裁判決を否定するために「基本懇」を作ったというふうに私は考えています。最高裁判決の内容はご存知だから言うことはないと思うんですけど、大きく言って二つ、すぐく大事なことがあったと思うんですね。一つは原爆被害をもたらした国の戦争責任を認めたっていうことですね。これは他の原爆裁判にはない、新しいことなんです。もう一つは朝鮮人被爆者、韓国人被爆者でなければ書けない判決として、孫さんの国籍を奪った問題が、「国家的道義の上からも」っていうのが入っていることです。要するに自ら失ったのではなく国籍をとり上げられたんだと、法文ではそんなにふざけた言い方はしてませんけど、そこに触れています。この二つが大変重要なはずなんです。

ところが、その後出来ました「基本懇」の意見書の中には、朝鮮人も韓国人も出て来

ませんし、孫振斗の名前も出て来ない。要するにこれは国内被爆者だけの問題として整理をしたというふうに受け取らざるをえない意見書が出ているのに、日本被団協は非難しないんですね。そのところが大変な食い違いが出て来てしまっていて、当時、日韓の被爆者の分断策という形で提起したつもりなんですけども。

もっと大きいのは、そういう形で、孫振斗の最高裁判決を薄めてしまったということじゃないかなっていうふうに私は思います。ところが、司法のほうは、それをちゃんと踏まえた上で現行法の問題まで在外被爆者について触れてくれてるわけですね。行政との大きな分かれ目はそこにあったんだと私は思います。ところが、司法のほうも、もしも東西冷戦がずうつと続いていて、状況が変わってなければ、それはわかんなかったんじゃないだろうか。

在外被爆者援護と戦後補償

これは皆さんのなかでも意見が分かれるところだと思うんですけど、郭貴勲かくききんさんの裁判で大阪地裁、大阪高裁で勝訴した一つの原因としては、在米と在ブラジルの倉本さん、森田さんを法廷の証言に呼ぶという形

が作られたところに、やっぱり大きな意味があるんじゃないかなというふうに、私は考えております。これが在韓被爆者だけで勝ち取れたかどうかっていうのは、私としては一抹の不安みたいなのがあったもんですから。

今後の司法が、戦後補償全体の中の被爆者裁判の位置づけみたいなのところに絡んでこなければいいかなと思います。西松建設の最高裁判決をみても、その辺の全体の戦後補償裁判の中での、今では在外被爆者というくりができましたけれども、そういう形の整理っていうのをやっぱり司法なりにもやってるだろうし、国がそれについてどういう政策を今度はとっていくのかっていうのが、私なりに将来には一抹の不安があるんですね。

目先の問題で言えば与党PTがどの程度強気に押していくのかっていうそういう心配もあるんですけども、戦後補償という形で国が在外被爆者問題を決してとらえないではないか。なんかでそこで区分をしようとしてるんじゃないかというところが、今後私たちが運動していく上でですね、その辺を、まあ言うなれば戦後補償全体の中で戦っていくのか、在外被爆者の独自性

で突っ走っていくのかっていう、まあそういうふうにあんまりこう二極化してはいけないんですけれども、少なくとも兼ね合いをどういうふうに考えるかっていう、その辺の問題を私の中でよくわからないことがあるんで、みなさんともこの辺の問題は議論しながら、今後進めていきたいと思っています。

本当はもっときれいに、法律の問題として整理したほうが皆さんには分かりやすかったかもしれませんが、どうも雑談で終わってしましまして、時間が来ましたので失礼致します。

都内で営まれた葬儀に
在ブラジル被爆者の森田
隆さん(三)が駆けつけた。
「いつも変わらぬ笑顔
顔と鳥打帽の姿は忘れ
られません」。生前の姿
を思い浮かべ、弔辞で感
謝の言葉を繰り返す。前
広島市長、平岡敏さん
(左)も長年の友情に「あ
りがとう」と述べた。
一九五二年、早大卒業
後、執筆活動を開始。
フリー記者として東京から
広島へ通い、原爆被害
者の補償・援護を中心に
取材した被爆者から「汽

中島 竜美さん

1月10日、80歳で死去



韓国人元徴用兵への国家賠償が連日、原告とともに
東京で中島竜美さん(右から二番目)
07年11月1日、最高裁前

運動の到達点見届け

「どうしよう」「何ができる?」。平岡さんらとともに裁判の支援を始めた。反核団体は冷たかったが、在韓被爆者のリーダー、故辛泳沫さんは「生き字引」として著手記者をひきつけた。六〇年代半ば、中国新聞記者の平岡さんを通じて在韓被爆者の苦境を知り、転機は七〇年十二月。広島で被爆した孫振宇さん(左)が原爆症治療を求め韓国から佐賀県の港に密航、逮捕されたの二ユーエスが流れた。最高裁は昨年十一月一

「どうしよう」「何ができる?」。平岡さんらとともに裁判の支援を始めた。反核団体は冷たかったが、在韓被爆者のリーダー、故辛泳沫さんは「生き字引」として著手記者をひきつけた。六〇年代半ば、中国新聞記者の平岡さんを通じて在韓被爆者の苦境を知り、転機は七〇年十二月。広島で被爆した孫振宇さん(左)が原爆症治療を求め韓国から佐賀県の港に密航、逮捕されたの二ユーエスが流れた。最高裁は昨年十一月一

この講演記録は中島竜美さんの「遺言」になってしまったという思いを抱きながら、藤原裕久子さんによるテープ起こしの文章を整理した。小見出しを付けたり、話し言葉を読みやすくしたりする作業では、当然私の判断が入っている部分があるが、容赦いただくしかない。

中島さんが最後まで気にかけていたことは、在外被爆者援護と戦後補償の関係である。在韓被爆者問題から在外被爆者問題へ変化することにより、在韓被爆者を含む在外被爆者の援護が前進したが、これによって在韓被爆者問題が解決されたわけではない、という意味のことを時々、

もらされていた。この講演でも最後の部分でこのことを述べられているが、結論らしいことを中島さん自らの言葉で語ってはいない。この問題は、在韓被爆者問題の先達者であるからといって、自分ひとりで方向性を示す問題ではない、と考えられていたのであろう。お人柄が偲ばれる。

中島さんを失った私の思いを付け加えておきたい。もう少しいろいろな話を聞いておきたいことがあったのに、もはやそれができなくなってしまった。痛恨の思いである。

田村和之

2008年2月2日長崎新聞より

中島さんを偲んで

韓国原爆被害者協会 郭貴勲

私の中島さんと初めて逢ったのは、一九六七年の三月でした。六五年、韓日間の国交が正常化されたので、早々に日本を訪問したい私の念願は一年あまりの時間がかかりました。最初の訪問地広島は全く驚異の復興ぶりでした。原子砂漠の広島を後にした私には到底信じられない程の再建でした。特に平和公園では死境をさ迷った被爆當時が思い出されて流れる涙を制しきれなかったほどでした。

資料館長から中国新聞記者の平岡さんを紹介され取材された後、中島さんを紹介されたのが、中島さんとの因縁のはじまりでした。

中島さんからは被爆に対する色々な情報や資料を貰いました。私たちは当時アメリカの軍政下や分断獨裁等で全く外界と遮断されていたので被爆に對しても白紙の状態でした。中島さんからの情報はその年の七月、韓国被害者援護協会の設立に大いに役立ったのでした。

そのとき以来、中島さんは私たち韓国被

爆者たちの師であり、後援者であり、リーダーであったのは周知のことですが、孫振斗の密航事件が七〇年に起ると中島さんは広島の良い心と協力して全力を尽くして、孫振斗を助け、三審まで勝ち抜きましたのが在外被爆者援護の始まりです。

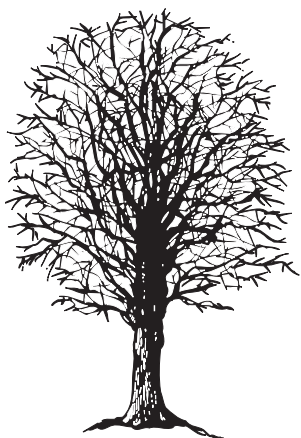
中島さんは何時も孫振斗裁判が在外被爆者たちの援護の入り口だと言っておりました。入り口が開いているから入ることは出来たが、出口が閉まっているからどうにもならないと、その出口を開いたのは私の裁判だと言い切りました。全く正鵠を射止めてくれたのでした。

中島さんが辛泳洙さんと出會ったのも被爆者運動の畫期的な前身の契機でした。辛さんと中島さんが始めて逢ったのは七一年の夏ごろだと記していますから、おそらく孫振斗裁判の時だったと思われますが、それ以来辛さんが没するまで二人は同志であり家族の様な関係でした。

昨年の秋以来、中島さんの健康状態が思わしくなくという消息が伝えられる度に、

私は心配でなりませんでしたが、十月中旬の國會交渉の時には割合元気で同途してかれて一安心した次第でした。年末には年賀状と「在外ヒバクシャ」四九號を送ってくれながら紙片に、「郭貴勲様 12・23」12・24 三菱裁判の報告集會に行ってきた。寒さに向かう折から御身御大切に。龍美拝。」と有りました。これが私との四十年間の最後の音信です。

一月三十一日、市場さんから中島さんの訃報に接し、形容のない悲しみとなげきと、人生の儚さに苛まれました。住み慣れた三軒屋が潰れてしまったような心境です。在外被爆者問題ももう一息で終ろうとしているときに、決戦場で司令官を失った兵士たちはどうすればよいのでしょうか。



中島 竜美氏を悼む

在ブラジル原爆被爆者協会会長

森 田 隆

去る一月十日 ブラジルの協会事務所に東京よりのメールが入り中島さんの死亡の知らせが入り驚きました。昨年十二月末広島での在外被爆者問題支援会議で有志に講演をされたと聞いていましたので信じられませんでした。中島さんと私とお付き合いは二十四年になります、広島で被爆しブラジルに戦後11年に移民として渡った私達夫婦は、広島、長崎の被爆者が移民生活に疲れ最悪の環境にあった一九八四年に被爆者有志が集い被爆者協会を成立しました。日本政府に援護要請書を提出のため、私と事務局長の妻綾子が29年ぶりに帰国しました。頼みの祖国日本は、厚生省をはじめ官庁の被爆者対応は冷たく、戦後政府の始めた移住政策は捨民と知りました。苦しい請願運動が始まりました。頼みにした一衆議院議員は今の日本では無理で請願をローマ法王に・・・と言いました。

私たち海外に住む被爆者は長い間、苦しい差別を受け続けて来ました。

韓国の被爆者、北米の被爆者、北朝鮮の被爆者とみんな同じ苦難の道のりを歩いてきました。こんな状況の中で敬愛する中島竜美さんはその矛盾を公にしての運動に生命を掛けられました。いつも変らぬ茶色の烏打帽を被り、穏やかな笑顔で温かく在外被爆者を迎えていただきました、特にブラジルより24時間の飛行便で着く私たちの為にホテルや、東京での一切の手配をして頂きました。

支援の会の皆さんで真剣に在外被爆者への援護救済の柱として取り組んで頂きました、今は亡き北米被爆者協会の会長倉本寛治氏と共に常に感謝していました。倉本さんも中島さんの訃報を悲しんでおられましよう。

今回の中島竜美氏の訃報に接しブラジル在住の、広島・長崎での原爆被爆者一同は貴方への感謝の誠を捧げます、有難うございました。

ご遺族のみなさんの今後の御安泰を祈つ

ています。最後に中島さんが在外被爆者特に韓国の被爆者の方々に対して政府関係者に真剣に應對される姿が浮かび、ご努力の成果が浮上の今日、今しばらくの喜びを共に出来ないことを残念に思います。お願いとしてご子息が引き続き在外被爆者支援運動に関わりますように、心より念願致します。

平成20年2月21日

中島竜美さんを偲ぶ会のご開催にあたり、謹んで故人のご冥福をお祈り申し上げます。

被爆者援護政策の光があたらなかった韓国など在外被爆者の援護を長年訴え、救済に尽くされた尊いご生涯を偲び、心から哀悼の意を表します。

昨年十二月、在外被爆者の皆様が来日しなくても被爆者健康手帳を取得できる被爆者援護法改正案を与党で国会に提出いたしました。早期の成立に全力を尽くすことをお誓い申し上げます。

平成二十年三月二十九日

公明党原爆被爆者対策委員長
牛島原爆被爆者対策に関するプロジェクトチーム副委員長

参議院議員 谷 合 正 明

心からの感謝

北米在外被爆者の会代表

友沢光男

突然のお便り、何卒御許し下さい。

私は アメリカ・ロサンゼルスにおいて北米在外被爆者の会の代表を務めております友沢光男と申します。

中島竜美様御逝去の報に接し、哀悼の意を表したく、筆を取らせて戴きました。

先日、新年の御挨拶を兼ねてお電話でお話しした折には、至って御壮健な御様子と信じておりました。それだけに突然の訃報を受け、驚きと深い悲しみにたえません。御家族のみなさまの心中はいかばかりかと存じます。

衷心より御冥福をお祈り申し上げます。

中島様は、我々米国に住む広島・長崎被爆者の苦難を、我がことの様に受けとめて下さり、長きに渡って多大な御力添えを下さいました。特に厚生労働省の話し合いに於いては、日程調整から折衝に至るまで、私どもの活動を力強く支え下さいました。中島様の誠意のこもった御支援なくして、政府との対話は成し得な

かったと確信しております。在りし日の中

島様のお姿を想いつつ、心から感謝の意を表します。

奥様そして御家族のみなさまにおかれましては、さぞかし御心落としのことと存じま

韓日の未来に薫る永遠の教え

辛 亨 根 (シン・ヒョングン)

中島先生の訃報に接し、やるかたない思いをどう表してよいかわかりません。

先生は、韓国原爆被害者協会会長をつとめた私の父親(故辛泳洙)が一九七〇年代前半から90年代末に病床に就くまで、随時、電話と手紙で韓国原爆被害者問題を協議し、支えてくれながら、生涯にわたって同志的な関係を維持してこられました。

日本の著名な児童文学者であり、東京の在韓被爆者問題市民会議の会長だった先生は、韓国被爆者問題に関してどの韓国人よりも苦心して解決方法を模索しながら、日本の支援団体が韓国原爆被害者たちを助け

す。一日も早く、悲しみから立ち直られますよう、心からお祈り申し上げます。寒さも増して参ります。くれぐれも御自愛下さいませ。

哀悼の意を込めて。

二〇〇八年一月

中島竜美様ご遺族様

て韓日両国政府がもっと責任ある措置をとるようにするなど積極的な行動の先頭に立つ実践家であられました。

韓国被爆者問題を通じて新しい時代の韓日親善をどのように実践しなければならぬかという模範を示した「行動する日本の良心」でした。

先生はまた、私の家族の恩人でもありました。私の弟(辛祥根・佑利味代表)が日本に留学したときには後見人として無事に学業を終えて社会進出できるように支えてくださいました。

そして私が北京の韓国大使館に勤務した

93年には、かつて北京で活動された先生の父君の足跡を尋ねて、私の父と一緒に拙宅に滞在したことがありました。このときの先生の高邁で端正雅麗な姿と断固たる実践の意思は私に大きな指針を与えてくださいました。

先生はその足跡を通して韓国人被爆者とその子孫に対して、過去に責任をとる日本の良心のシンボルとして、歴史の桎梏を乗り越えて新しい未来を開く責務を負う韓日の市民たちに、どんなに小さなことでも言葉よりも行動と実践だけが真の友誼と親善の実を結ぶという教訓を与えてくれました。

どうぞ安らかに眠りください。先生の遺された香り高い教えは韓日親善の未来にとって永遠です。

併せて、この機会を借りて韓国被爆二世の一人として、この間、韓国被爆者問題にたくさんの方の助力を与えてくださった日本のさまざまな団体とボランティア、そして良識あるみなさまに深く感謝申し上げます。

(韓国大田広域市国際関係諮問大使)

真実の追求者

秋信利彦

放送作家と番組担当者の枠をこえ、原爆被爆問題を追求する先輩として、中島竜美さんを深く敬愛していた。

中島さんの仕事は、優れた猟犬が獲物を追うのに似ていた。目標をどこまでも追っかける。急追して追いつめることはしない。一定の距離を保ちながら執拗にねばり強く、相手を見失わないように追う。反撃されると一旦後退するも決して逃げない。また追う。

真相を握るまで、真実が見えてくるまで中島さんの追求は続く。資料から編集まで、このねばっこさは変らない。

こうして制作された、中島竜美構成のテレビドキュメンタリー番組が、中国放送の映像ライブラリーに保管してある。

被爆者の悲願であった援護法制定を訴える『ヒロシマ35年・未だ補償ナシ』『ヒロシマ35年冬・再び補償を問う』『補償なき半世紀・国の被爆者対策を問う』等。

さきの二作品は、昭和55年の夏と冬に各々制作したもので、被爆者への国家補償について国が重い腰をあげかけた時期で、

「未だ補償ナシ」「再び補償を問う」というタイトルに中島さんの作品に込めた想いがつたわる。しかし、被爆者への国の謝罪と責任はあいまいなまま、50年を経過し、中島さんは日本の戦後を「補償なき半世紀」と断罪する。

また、在韓被爆者問題でも昭和61年に、『恨! イルボンサラム、在韓被爆者の訴え』、平成2年に、『イルボンサラムよ! 日本人よ、在韓被爆者の45年』を構成している。

私は、これらの作品を、ヒロシマの歴史を語る第一級の映像資料だと自負している。ヒロシマの歴史を継承するものとして、中国放送のライブラリーに大事に保管される。「ま、このへんにしておきましょうや」と横着者の私が声をかける。

「あ、そうですね。ハハハ・・・」中島さんの優しい笑顔をはじける。いつも私たちの番組づくりはこうして終わっていた。

外国人被爆者問題の先駆者 にして第一人者

岩垂 弘

突然の悲報だった。一月十一日夜、小田川興さんから「中島さんが亡くなった」と電話があった。ご病気だったとも聞いて

ていなかったの、にわかに信じられず、言葉を失った。私が原水爆禁止運動の取材を始めたのは一九六六年からだ、当時、運動団体が掲げる「被爆者救援」といえば日本人被爆者のみを対象とし、外国人被爆者は完全に抜け落ちていた。これがいかに不当なものであるか私に目覚めさせてくれたのが中島さんだった。原爆体験を伝える会が一九七五年に開催した核セミナーで中島さんがおこなった報告「今日の朝鮮人被爆者問題——孫振斗問題を中心に——」（アグネ発行『原爆から原発まで——核セミナーの記録』に収録）を読んで、「私たち日本人の原爆被爆の体験というところえ方のなかに、完全に外国人の問題が欠落してきた」ことを思い知らされたのである。そこにはまた、「日本と日本人が朝鮮人を被爆させたという問題があります。こういう問題がありながら戦後大変長いこと黙殺、無視してきたということが二重、三重に問題を非常にむずかしくしている」とあり、私は日本人の一人として深く恥じた。一九九七年、私は日本図書センターから、原爆関連資料の編纂を頼まれた。それは二年後、『日本原爆論大系』（七巻）として刊行されるが、うち被爆・被爆者問題の資料を収録する巻の編集を引き受けてくださった

たのが中島さんだった。この問題の先駆者にして第一人者は、なんといっても中島さんだと私は考えていたから、迷うことなくお願いしたのだった。一緒に仕事をさせていただき、この問題に関する中島さんの的確な観点と造詣の深さに改めて敬服したものだ。

関係者による長い長い運動の結果、被爆者がかかえる問題は、ようやく少しずつ改善の方向に向かっていく。そこに至るまでの中島さんの功績を思うとき、もう少し運動を見守っていただきたかったと切に思う。

（ジャーナリスト・元朝日新聞編集委員）

中島竜美さんの後進の一人となって

市場淳子

私が初めて中島さんにお会いしたのは、孫振斗さんの手帳裁判が最高裁に上告された後、別途福岡地裁で闘われていた孫さんの日本在留を求める裁判の傍聴支援に行ったときでした。そして、昨年の12月24日に広島で行われた会議と集会でお会いしたのが、突然の最後となってしまいました。

この間、30年以上にわたる長いおつき合いでしたが、一九九五年の広島三菱徴用工

裁判提訴、一九九八年の郭貴勲裁判提訴以降は、頻繁につつこんだ話をさせていただきました。孫振斗裁判が切り開いた地平を越えるために、中島さんの経験と考えが必要だったからです。また、「在外被爆者に援護法適用を実現させる議員懇談会」が結成されてからは、韓国、ブラジル、アメリカの被爆者の方々とともに、足繁く国会を訪れるようになりましたが、その時はいつも中島さんと一緒にしました。

中島さんは、誰よりも鋭利に、在韓被爆者問題を日本の被爆者運動や被爆者行政の問題として位置づけておられました。その豊かで深い見識から紡ぎ出される言葉は実に深遠で、何度も聞き返してやっとその真意の片鱗に触れ得たかなと思えるほどでした。

また、常に眼光鋭い中島さんでしたが、郭貴勲裁判が勝利したころより、笑顔を拝見することが多くなりました。今も私の心に浮かぶのは、笑顔の中島さんです。

日本社会はいつになったら植民地主義の犠牲者である在韓被爆者の問題を完全に解決できるのでしょうか。伊藤ルイさん、辛泳洙さん、松井義子さん、そして今また中島竜美さんと、在韓被爆者問題の開拓者たちがこの世を去り、当の在韓被爆者は亡くなった方のほうが生存者よりも多いというのに。

中島さんの思想をどこまで受けとめ得たか、心許ない限りですが、中島さんの後進の一人となって、残された課題を引き継いでいきたいと思っています。

二〇〇八年二月二十七日

韓国の原爆被害者を

救援する市民の会会長

惜しまれる急逝

栗原淑江

中島竜美さんと初めてお会いしたのがいつのことだったのか、うかつにも覚えていない。しかし、それが一九六〇年代の終わり頃、つまり私が原爆被爆者問題に関わり始めてすぐ、今は亡き伊東壮さん（日本被団協事務局長Ⅱ当時）を介してであったことはほぼ間違いない。

その後、「原爆文献を読む会」で、石田忠先生が長崎の福田須磨子の戦後史について報告した折や東友会の集まりで、さらに一橋大学の社会調査室での数回にわたる「被爆者運動史研究会」（メンバーは、伊東、石田、山手（茂）、中島、濱谷（正晴）の各氏と栗原）でもごいっしょさせていただいた。進行中の孫振斗訴訟をめぐるお話はもとより、広島「原爆被害者の会」など

初期の被爆者運動や対策史の裏面をよく知る人という印象であったが、当時の私はまだ若く、その意味を充分につかめていたとはいえない。

中島さんと親しく接するようになったのは、それから二十年余りも経ってからのこと。私が日本被団協の事務局を辞め、「援護に関する法律」制定一年後の一九九五年暮れに、内藤雅義弁護士や濱谷さんらと「原爆被害と国家補償」をめぐる研究会を立ち上げてからだ。医療法の上に特別措置法を載せた二階建ての被爆者対策の矛盾をつねに指摘、フリージャーナリストとして制作に関わられた「未だ補償ナシ」など補償三部作（中国放送）には、医療法制定から「基本懇」、「援護に関する法律」へ連綿とつづく、戦争責任を認めようとしない国の姿勢への批判的視点が見事に貫かれていた。

中島さんは、ときどき、「そろそろ次のワークシヨップが決まるころかなと思つて」と（やんわり督促らしき）電話をくださった。研究会を楽しみにしておられたのに、昨年十二月半ばにもいただいたその電話がお話をした最後となつてしまった。直野章子さんを中心に、山代巴さんが遺された資料の整理や医療法制定

時の歴史の検証・継承にとりくもうとしていた矢先のことだけに、急逝が惜しまれてならない。

（くりはら・よしえ 「自分史つうしん ヒバクシャ」発行人）

孫振斗さん支援で火花

田中裕

もう四十年近くも前の話になるのに、今でも中島さんと初めて会った時のことを、鮮明に憶えています。

一九七〇年十二月二十日、場所は渋谷の山手協会この月の初め、佐賀県の呼子の港で密入国の疑いで捕らえられた韓国人が、広島で原爆を浴びた、日本で治療したいと主張してきている旨の報道から、福岡や広島で支援運動が始まっており東京でもこの日中島さん達が呼びかけて、集会がもたれたのでした。チャペルに円く並べられ椅子。私の丁度真向かいに座る中島さんは、肩をすばめ、終始静かにしゃべるのですが、当時まだ二十才そこそこの私には、その口調が何ともまどろこしく、イライラとその話を聞きました。

当時、学生など若い人達の間では、アジアの人達とどう向き合うのかと、激しい問

いかけ、日本国内でもさまざまな問題が噴出していました。きっと私の両肩もいきり立っていたのだらうと思います。年が改まって、広島・長崎で顔を合わせる中島さんに、運動の進め方を巡って再三噛みつき、何度も険悪な雰囲気になりました。

後年、中島さんとあちこちに出掛けるたびに、この話になり、中島さんからは「田中くんはいつも切れていたよネ」と、冷やかされたものでした。

在外被爆者支援にかけがえない人

田中 熙巳

中島さんの急逝を残念に思います。在外被爆者支援グループにとってかけがえない人でした。

一二月二四日、広島での在外被爆者支援市民五団体連絡会議にもお元気で参加されたそうですが、急用で、予約をキャンセルして欠席せざるを得ず、お会いできなかったのも心残りです。

中島さんと初めてお会いしたのは何時だったか定かではありません。一九九六年の春に埼玉県に来るまで、仙台で仕事をしていました。しばしば、日本被団協の事務局の仕事や会合に上京していまし

たので、その頃にお会いしたかもしれません。

特に、印象に残っているのは、ワークショップ「原爆被害と国家補償」で「原爆医療法」が制定される頃の政治的背景についての報告を伺ったことです。被爆者手帳の交付対象者がどういう根拠で定められたかの詳しい過程を知ることが私のいまの課題にもなっていて、近々、改めて伺おうと思っていたのでした。

中島さんが孫振斗さんの裁判を支援して、最高裁の勝利を導き、その後、在韓被爆者問題市民会議の中心になって、韓国被爆者の人権回復と援護のために献身的な仕事をされたことを知ったのも、随分後になってからでした。

一九九六年五月に在米被爆者協会と在ブラジル被爆者協会、韓国原爆被害者協会の在外被爆者三団体と日本被団協が共同して政府への要請行動を行ったのが契機になって、在外被爆者が共同しての政府への要請行動が頻繁に行われるようになりました。日本被団協が行き届かない、在外被爆者団体の来日滞在のお世話、政府要請の段取りにも力を注がれました。頭の下がる思いを抱きながらも、孫振斗裁判を日本被団協が支援してくれなかったという苦言を繰り返されたのにまいりました。いまは懐かしい

思い出です。

二〇〇二年一二月の大阪高裁での郭貴勲さんの勝利判決がきっかけになって、固い扉が開き、在外での失権を定めた四〇二号通達が無効とされ、在外被爆者の要求が着々と実現し、遂に四〇二号通達の違法性が最高裁でいわたされ、最大の難問であった現地での手帳申請への法律改正の道が開けるのが確実になったところで、それを見届けることなく亡くなられたことはさぞかし心残りであつたでしょう。

(日本被団協事務局長)

残念至極

田村 和之

中島さんに初めてお会いしたのは、一九九七年七月に広島で開かれた在外被爆者支援の集会だったように思う。その時に紹介されて知り合った。この集会をもとに、翌年一月に『在外被爆者にも被爆者援護法の適用を』と題する冊子を作ったが、これに寄稿していただき、在韓被爆者問題に詳しい人と思った。その後、『日本原爆論大系』（全七巻、日本図書センター、一九九九年）の編者を務められたことを知り（広島地裁に提出した私の「意見書」を第3巻に収録していただいた）、

この分野に造詣が深いと思った。在韓被爆者問題の生き字引といってよい存在であった。その中島さんから聞いて（聞き出して）おくべきことがたくさんあったのだが……

中島さんとの約束（一方的に私が「取り付けた」ものかも知れない）を果たしてもらった機会を失ってしまったのが、私にとって痛恨の極みである。私は、以前から「原爆三立法資料集」というべきものを編集、刊行する必要があると考えている。中島さんにお会いしたとき、もう少しばらく先の仕事になるが、いずれこの資料集を編纂したいので、その時は共編者になってほしいと依頼し、了解を得た。未だこの仕事を始めていないのは、まったく私の個人的な都合によるもので、ついに中島さんの力を借りることができなくなってしまった。申し訳ないと思うとともに、残念無念である。

在外被爆者支援の運動をどう進めるかについて、折に触れて電話で意見を交換した。この機会をもらえられなくなってしまったことも残念というほかない。

中島竜美さんを偲ぶ

藤平 典

私の中島さんと初めてお会いしたのは、1968年頃だったと思います。私は戦後被爆者であることを忘れようとしていたので、被爆者手帳をとるのが遅く、1966年でした。中野の被爆者の会（長広会）に参加して、被爆者運動を知り、東友会に顔を出した頃でした。突然、「原爆文献を読む会」から被爆体験を話して欲しいと言われました。なぜ私にそう言ったのかわかりませんが、まだ被爆者としての意識も充分なく、あのような残酷な原爆は許せない、それを皆に伝えたいという気持ちだけで承知しました。他の団体の人々に被爆体験を語ったのは初めてでした。中島さんとお会いしたのもその時でした。

会場は三鷹の市役所の近くだったと思います。何を話したか思い出せませんが、被爆者は大変な被害を受けているのだ。私などは被爆者とは言えない、原爆の被害は人間に対して、許してはならない被害であり、原爆と人間は共存できないと話したように思います。

そんなことから中島さんは私のことを「藤平さんはへ被爆者でない被爆者」という被

爆者なのですね」とよくからかわれました。

その後、東友会や日本被団協の関係でいろいろお世話になりました。特に思い出にあるのは「被爆25周年広島・長崎墓参団」で広島にご一緒した時、娘を私が被爆した年齢になったら広島につれて来たいと話した事を、中島さんが「婦人公論」に書かれ、その約束を実行するのに、孫の代になってしまった事を中島さんにお話できなかったことが心残りです。

また、中島さんには在外被爆者を援護から除外してきた国の誤り、在韓被爆者問題を被爆者全体の問題として考えることなど、多くの事を教えていただきました。もっとご一緒に運動を進めたかったです。同年齢の私にとっては、中島さんのご逝去は早すぎ、残念です。中島さん！天国で伊東壮さんや田川時彦さんたちと被爆者運動を見守って下さい。

（日本被団協代表委員）

ヒロシマ・ナガサキへの遺言

豊永 恵三郎

昨年の一二月二四日、中島さんが広島平和公園をゆっくりと歩いておられた。何度か来られたところだろうが、今回は何かを

静かに考えられていたようで、声がかげに
くかった。

その日は、三菱広島元徴用工被爆者裁判
の最高裁判判決勝利集会に無理をいって参
加していただいたのであった。

中島さんと、いつ頃からお付き合ひさせ
ていただいたかははっきりしない。辛泳
洙さん（韓国原爆被害者協会元会長）が
東京で「手帳」を取得された時、私は二
人の証人さがしをした。一九七四年七月
だ。その頃にはよく連絡していたように思
う。次に在韓被爆者問題市民会議が発足し
た一九八八年に私はシンポジウムに参加
し、当時の広島の様子を話した。

以後裁判や国会などへの中央交渉でいつ
もお世話になった。お会いすると表面的に
は穏やかで声を荒げることはないが、心の
奥には強固な意志をもっておられ、理路整
然と話しておられた。

今私の手許に「在韓ヒバクシャ」四九号
（〇七・一二・一八）と前述した広島での集
会の中島さんの講演の原稿がある。この中
から私たちに残された問題をあげていき
たい。

孫振斗裁判に敗訴し、国は「基本懇」で
原爆医療法には「国家補償的性格も併有す
る」とした判決を否定した。戦争被害に対
する「国民の受忍論」を展開し、日韓被爆
者連帯の契機をつぶそうとしたと述べてお

られる。

次に郭貴勲裁判では在ブラジル、アメリ
カの被爆者との連携で勝訴した。今後、戦
後補償全体の中で戦うのか、在外被爆者の
独自性で戦うのか大きな課題だといわれ
ている。

この二つの課題を中島さんの遺言として
私たちは考え、解決していかなければなら
ないのではなからうか。

中島さん、長い間ご苦労さまでした。天
国で在韓被爆者の辛さん、在米被爆者の倉
本さん、市民の会の松井さんと話し合っ
て、私たちを見守ってください。

（三菱元徴用工被爆者裁判を支援する会の
会報「イギジャ」に部分転載）

（韓国の原爆被害者を救済する市民の会広島支部長）

基本懇答申の問題点の指摘

内藤 雅義

中島さんは、深く、長く、そして熱く、
篤く、被爆者の問題にかかわってこられた。
原爆医療法の制定に関する資料をおそら
く誰よりも収集されておられたし、また、
東友会の古くからの顧問でもあった。専
門的な意味での深さや長さだけではなく、
熱く、篤くかわってもこられた。特に
孫振斗さんについては、入管法違反刑事

事件から、入管法行政事件（退去強制事件）、
そして被爆者健康手帳事件と献身的に関
与・支援されたことには本当に頭が下がる。

中島さんの、在韓被爆者支援の経験から
生まれた問題意識は明確であった。第12回
のワークショップ「原爆被害と国家補償」
で中島さんに孫振斗訴訟について話しをし
ていただいた。その際、中島さんは孫振斗
訴訟最高裁判決にいう「国家補償的配慮が
制度の根底にあることは、否定できない」
という判断が、外国人被爆者の戦争被害の
補償という視点から出されたにもかかわら
ず、この判断に対する対応として設置され
た基本懇の意見が、外国人被爆者問題に全
く触れていないことの問題性を強く指摘さ
れた。基本懇意見は「受忍論」を展開した
ことで有名であるが、基本懇が、原爆被害
に「受忍論」を持ち込むことによって、日
本の被爆者を国家の中に閉じこめ、外国人
被爆者との分断を図ったことを指摘された
のである。中島さんは、日本政府の被爆者
対策の基本に、原爆被害を国民国家の枠に
封じ込め、国内、国外の戦後補償全般への
波及の防止が潜んでいることを強く認識し
ておられた。核時代の戦争被害が国民国家
の枠を超えることを明らかにしたのが、原
爆被害であるということ強く言われた
かったのだと思う。

私は、原爆症認定訴訟の原告代理人をしているが、中島さんは、原爆症認定訴訟をめぐる被爆者の動きには、独自の意見を持つておられたと聞いている。しかし、詳しく聞く機会を持たないままに逝ってしまった。笹本さんから、中島さんが亡くなられたという連絡を受けたのは、丁度、原爆症認定をめぐる原告や被団協の代表が、榊添厚生労働大臣との面会を前に、国会要請をしている会議室であった。

さようならナカちゃん

平岡 敬

一人また一人と、友人、知人が消えて行く。

人は長生きすればするほど、別れの悲しみを数多く受け止めねばならない。

中島竜美君と「もうお互い八十歳だね」と、顔を見合わせたのは昨年十二月二十五日のことである。

広島駅に隣接するホテルのロビーで、被爆韓国・朝鮮人支援運動にかかわってきたこれまでを振り返りながら「ぼつぼつ、まとめておかなければ……」と話し合ってたばかりだっただけに、突然の訃報が一瞬信じられなかった。

中島君と知り合ったのは、もう四十年も

前になる。私は中国新聞記者、中島君はフリーのライター。学科は違うものの、早稲田大学の同期という事で親交を深めた。

私は一九六五年秋、韓国で広島の被爆者を取材して以来、支援の輪を広げようと、周囲に訴えていた。その頃、八月六日が近づく広島にやってくる中島君は、韓国人被爆者の提起する問題に、強い関心を持つてくれた。

一九七〇年十二月、韓国から密航してきた孫振斗さんが「原爆手帳」を求める裁判を起こした。福岡、広島、京都、東京などに支援組織ができたが、その中心になって活躍したのが中島君である。

この裁判は、最高裁で勝利し、韓国の被爆者の権利回復は一步前進した。

以来、中島君は在外被爆者の支援運動に全力を傾注して行った。

表面に立って、威勢のいいことを言うタイプではない。思慮深い男であった。物静かで温厚な人柄が、多くの人々を引きつけた。私たちは「ナカちゃん」という愛称で呼んでいた。

運動が困難な壁にぶつつかると、まとめ役としての役割を果たしながら、運動の理念を構築していった。粘り強く厚生省との折衝を繰り返し、在外被爆者の起こす様々の裁判を通じて援護策の充実を

訴えた。そのような中島君に寄せる故辛泳洙会長をはじめ在外被爆者の信頼は厚かった。

国家責任を追及する三十年以上の戦いは、昨年十一月の韓国人元徴用工に国家賠償を認めた最高裁判決に一つの実を結んだ。だが、中島君が人生を賭けて問い続けた戦争責任と国家補償の問題の決着はまだついていない。

私はいま、雑事にかまけて、そして友人であるという甘えから、共に負い続けなければならぬ「歴史責任」という荷物を、中島君ひとりに押し付けてしまったという悔いを噛みしめている。

志を共にした友を失った悲しみは、限りなく深い。ナカちゃん、本当にありがとう。

中島竜美さんを偲ぶ

長崎 平野 伸人

今から22年前の1985年被爆40年を機に、わたしたちは長崎県被爆二世教職員の会を結成した。そして、1987年に日本被爆二世訪韓国が訪韓した時にわたしたち長崎の被爆二世も参加した。そして、はじめて在韓被爆者のことを知り、その支援活動をはじめることとなった。しかし、わ

たしたちの活動は最初は被爆者や市民からも理解を得ることが出来なくて困難を極めた。もっと在韓被爆者問題を市民に知らせる機会を作らなければならぬと考えたわたしたちは1990年に開かれた長崎の「旅博覧会」において「在韓被爆者問題」について市民シンポジウムを開いた。そのときに講演をしていただいたのが中島さんだった。何も知らないわたしたちに丁寧な在韓被爆者問題について話してくれた。わたしたちは中島さんの話を聞いて、自分たちの取り組みの使命の重大さを自覚していった。その後、長崎では、三菱徴用工被爆者の金順吉裁判さらに李康寧裁判、崔季澈裁判、鄭南壽裁判などの在外被爆者裁判に取り組んできた。

悪戦苦闘を続けるわたしたちに、いつも温かく優しく、助言をしてくださったのが中島さんだった。そのアドバイスは常に的確であった。

長崎の地元紙のある記者は「もっと教えてほしかった」と中島さんの死を惜しんで「記者の目」に書いてくれた。長崎の新聞記者にも尊敬されていたのが中島さんだった。在外被爆者問題が重要時期を迎えたときに厚生労働大臣に呼ばれて意見を聞かれたことがあった。そのときも、中島さんは冷静に在韓被爆者の立場に立った意見を

堂々と述べられていたことを思い出す。在韓被爆者問題の生き字引だった人、そして相談すべき人を亡くしたのは辛い、わたしたちは歩みを止めることなく進みたい。それが中島さんに喜んでもらえることだと

中島龍美さんが追及したもの

笹本征男

中島龍美さんと私が会ったのは、一九六八年頃、原爆文献を読む会という、長岡弘芳さんが呼びかけた小さな会においてであった。それから中島さんの急逝まで、四〇年に亘って、私は中島さんと共に生きてきた。

中島さんが追及してきたものは、日本国家の責任であったと思う。一九四五年度の「大日本帝国」の敗北の時、十七歳であった中島さんは、国家とは何であるのか、を身にしみて感じたであろう。

孫振斗原爆手帳請求訴訟の福岡地裁判決が出たのが、一九七四年三月三〇日、その後、七月二十二日に来日中の在韓被爆者辛泳洙さんが、東京都に被爆者手帳の交付を申請した。その当日である。厚生省は公衆衛生局長通達（衛発四〇二号）を出した。

「日本国の領域を越えて居住地を移した被爆者については、同法（原爆特別措置法―笹本）の適用がないものとして失権の取扱いをするものと解される」

私は、中島さんが、この通達の内容を、後から知ったことを悔やむ姿を、忘れることが出来ない。為政者が在韓被爆者を「切り捨てた」のは、一片の通達によってである。中島さんの、このような国家に対する怒りは、深かったと思う。

私の中島さんから学んだ、最も大きなことは、国家の加害性の問題である。為政者の加害性、同時に国家を構成する国民の加害性である。敗戦後の日本は、「大日本帝国」の加害性を、ほとんど反省することなく、出発した。私は、中島さんが私に残してくれた大きな遺産を引き継ぎたい。

最後に、中島さんが充分に追及しなかった、原爆を投下した米国の責任の追及を、私の今後の課題としたいと思っている。この問題は、一人、中島さんだけの問題ではなく、従来の広島・長崎の歴史で充分に追及されなかった問題である。

中島龍美さん、さようなら。

（在韓被爆者問題市民会議運営委員）

一緒に運動できたことに感謝

及川 佐

中島さんとお付き合いの始まりは15年ぐらい前である。被爆者問題に関心があつたものの、私は、さほど在韓被爆者問題を知っているわけでもなかった。仲間内の学習会に中島さんを講師にお願いして以来いつのまにか事務局のお手伝いをしなければならなくなった。中島さんが亡くなる2日前まであちこちからくるメールをプリントし、自宅にFAXで送っていた。なにしろ中島さんはメールが得意なのでプリントしたものをFAXするるのが最近の私の日課みたいなのであつた。今でも時々無意識にFAX送ろうとすることがある。

中島さんや笹本さんと打合せ会議後、食事しながらよく議論をふっかけることがあつたが、いつも彼は冷静であつただけではなく、こちらの話を聞いてくれた。私は彼から冷戦後の国家のあり方、それに対する被爆者との連帯はどうあるべきかなど多くのものを学んだような気がする。市民会議は在韓被爆者問題が発

点であつたが今は在外被爆者問題に広く及ぶようになった。中島さんも様々な節目の際迷いながらも判断したと思うが今振り返ると驚くほどの実りあるものを積み重ねてくれた。そのような場に一緒に過ごせたことに感謝している。あまりそんなことを言うと本人は照れくさいだろうが。

中島さん、早すぎました！

石川 逸子

逝ってしまったことが、まだ、信じられずにあります。今でも運営委員会にひょっこりお顔を出されそうな気がしてなりません。

小さな市民団体「在韓被爆者市民会議」の、文字通り大黒柱であられた中島さん。何もかも中島さんに頼っていたことを改めて思うばかりです。

東友会の故長尾当代さんに、「東京にも、在韓被爆者のことを一人こつこつとやっている方がいる」と、中島さんのことを教えて頂いたのはいつだったか。なかなかお会いする勇気もないうち、月日が過ぎ、在韓被爆者問題シンポジウムが東京で開かれるので、手伝いをしませんか、

と銀林美恵子さんに誘われて顔を出し、初めてお会いしたのでした。

市民会議が発足、機関紙作りなどを手伝うようになりましたが、毎号、的確な情勢分析を紙面に寄せて下さり、全体の構成にも目を配ってくださるので、それが根幹となつて紙面作りに苦勞することもなかったのです。

のみならず、私が、他のところに、たとえば御庄博美氏との共編著、『引き裂かれながら私たちは書いた―在韓被爆者の手記』中に、「在韓被爆者問題小史」を書いたときにも、当然のように原稿を見て頂き、間違いをしっかりと訂正して頂いたものでした。

なぜ、原爆に、特に在韓被爆者問題にここまで関心をもち、ぶれず、一貫して活動してこられたのか、その心の内を一度じっくり伺ってみたいと思ひながら、とうとう果たせずじまいでした。

広島での最後のご講演で、遺言のように活動当初のことを話していらつしやるのも、不思議、照れ屋で必要なことしか日ごろ話されないのに。心からご冥福を祈ります。

会堂

もう少し話を聞きたかった

有岡 道夫

在外被爆者の支援は中島さんのライフワークになってしまいました。なつてしまったというのは、五十年以上前、そんなことになるうとは露ほども思わずに取り組まれただろうと思うからです。

敗戦後、日本人はそれぞれ蒙った傷から回復していききましたが、放射能被害は被害が継続、進行しました。遅ればせの被爆者援護法で被害の継続に歯止めはかけましたが、在外被爆者はこの歯止めからも除外され被害の継続はやみませんでした。

今も世界中で人々が理不尽な受難にあえいでおり、これを世に伝えているのはヒモの付かないジャーナリストたちです。フリーのジャーナリストであった中島さんの優しい眼がこの理不尽を見逃さなかったのは当然といえば当然でしょう。日本国政府が被害を継続させた反省を踏まえて対策しておれば短期間で決着がついたかもしれない。しかし行政は次々と新たな理不尽を行い中島さんに今日まで仕事を与えてしまいました。中島さん自らが市民運動のリーダーを務めるのは本意ではなかったように

思います。しかし状況を客観的に判断するジャーナリストの眼の舵取りが、在韓、在外被爆者問題の取り組みを前進させたのだと確信しています。

私は市民会議では新参で中島さんとの交流も長くありません。でも、もう少し食欲に中島さんのメッセージを聞き出せばよかったと悔やんでいます。

中島さんと、活動を支えられたご家族に感謝します。安らかにやすみください。

(在韓被爆者問題市民会議会員)

畏友ナカさん

大沢 郁夫

古い友人は悪友と言ったほうがよいのがほとんどだがナカさんは例外的に立派な友達だった。いつどこで知り合ったか思い出せないほど昔からの、半世紀を越えるつきあいだ。

彼は早稲田の「自由舞台」に関係して照明のなんかやっていたと思う。戯曲も書いていて、つまりは「シバイ仲間」の一人だった。六十年安保闘争のとき新劇人会議のデモ隊列に右翼が鍬の柄をふるって襲撃してきた事件で6・15裁判特

別委員会を現東京アンサンブルの入江さんと三人でつくり二、三年くらい奮闘したことが鮮明な記憶に残る。この種の裁判では初めてという「実刑に追い込んだ」活動で示したナカさんの能力とエネルギーはすばらしかった。後年の「在韓被爆者問題市民会議」での働きにその経験は大きく役立ったと思う。さそわれて初めて韓国を訪れたさいに辛さん郭さんほか沢山の在韓被爆者の方々にお目にかかり、以後援護活動にかかわるようになったが、たいしたお手伝いも出来ず近ごろでは身体をこわしてしまい申し訳ないところへ今度の訃報であった。私のほうが先に決まっていると思っていたんだが一あれから毎日が通夜のような気分でドクターストップのヤケ酒を飲んでいるしまつだ。いやいや「かくてはならじ」、とにかく「お疲れさま!」。

核の火種尽きぬ世をいかにせん

小田川 興

天上への階を登りつめた中島さんを待っていたのは、辛泳沫さんだった。「八年ぶりですね」「下界はこのごろ、どうですか」――。

中島さんは早速、郭貴勲さんの勝訴を伝えながら、「日本政府の属地主義が諸悪の根源でした。局長通達が法律以上に幅を利かす国がどこにありますか。国民国家の社会保障には外国人排除の危険な芽が潜んでいる。とくに島国日本では」と相変わらず鋭い舌鋒だ。

「中島さんたちの支援のおかげで孫振斗手帳裁判で最高裁勝訴を得たのは歴史的なことでしたな。私も好意で顔の整形手術を受けて、寒流日本があれば暖流日本人もいるなど感じましたよ」と辛さん。

二人の胸中によぎるのは、あのころ一緒に新宿の屋台で盛り上がった夜、「政府の壁など何するものぞ」、「正義は被爆者であり」と高揚しましたなあ、という熱い思い出だった。

辛さん「日本の支援者たちが、空腹で泣く元氣もない赤子のような私たちを支えてくれたので、韓国の被爆者協会の今があります」。

中島さん「原爆医療法には国家補償的配慮が根底にある。これで日本政府の責任が糾された。その法の精神が核廃絶につながってくればいいのですが。しかし、核保有国はなかなかそうは……」。

「おや、あれは」。辛さんが指さすはるか下界を振り返った中島さんが見たのは、ちろちろと不気味な赤い炎を上げる核の種火だった。

合掌

(元朝日新聞編集委員

・早稲田大学客員教授)

中島さんお世話になりました

銀林 美恵子

中島竜美さんは、私どもの証言集「鳩になつて第4号」に江戸川の追悼碑について、他に例の無い「開かれた慰霊碑」と書かれ、丸木夫妻の絵による石碑に暖かい心をお寄せ下さいました。一九九〇年の第10回追悼式に当時の韓国被爆者協会の辛泳洙会長をお連れ下さったこともあり、度々江戸川まで足をお運び下さいました。

予告なしに黙って隅っこの方におられた事もありました。会が終わってご挨拶をと探しても、帰られた後でびっくりした思い出があります。

冥途への旅も、予告なしに黙って逝ってしまわれました。突然の訃報に接し、驚きと悲しみの中、中島さんらしい最後だったと思いました。中島さんはお名前からもわ

かるように童年生まれ、初めてお会いした時から、童年の私と年齢も同じだと知り親しみを覚えておりましたのに、先に逝かれたのは淋しくてたまりません。

中島さんは被爆者問題の生き字引のような方で、在韓被爆者に限らず、被団協・東友会の行動や歴史に精通され、被爆者運動の大御所的存在でした。色んな事で教えを受け、又叱られもしました。韓国からの訪日団を迎えた時のことです。何かの用で東友会に電話をしなければならなくて、私が渋っていた時、「貴方は被爆者でしょう。」ときびしいお言葉。在韓被爆者問題は日本の被爆者が自分自身の問題とせねばならないと知りつつ、私に甘えがあったのです。その時、市民会議の中で被爆者である自分の役目を自覚しました。この事を忘れずに、在外被爆者問題に関わって中島さんにご報告できるように生きたいと思えます。

安らかにお休み下さい。

感謝いたして

斉藤 喜子

市民会議の例会の時、運営委員会の時、

交渉の折の国会で、議員会館のロビーや会議室で、皆が集う時、そこにはいつも中島さんがいらっしやいました。

在外被爆者の来日にあたっては、心を込めてお世話をなさっていらしたお姿が目につかんで参ります。目立つ存在としてではなく控えめに、しかも行き届いた配慮をなさりつつ、その労を荷負っていらっしやいました。

市民会議の機関誌「在韓ヒバクシャ」には、ほとんど毎号執筆されています。その創刊号には「市民会議の結成に想う」とあり、文字どおり始まりからで、原爆のこと、韓国の被爆者のこと、在外の被爆者のこと、裁判やその判決についての記述、思いや感想など内容は多岐にわたっています。

雄弁ではありませんが、大切なこと、外してはならないことは、きちんと押さえてはつきりと、ときにボツボツと考えながら発言していらしたのは印象的です。「四〇二号通達」「戦後補償」「国家賠償」と、いうお声が耳に残っています。

もっとお教えを頂いておけばよかった、と今思います。特に「広島通い」をなさって多くの方々と出会い、歩き、見聞きしての長年にわたる真摯な取り組みにより蓄え

られた貴重なことを直接伺いする機会を逸してしまったことは、何とも残念でなりません。もはやその宝庫から、何も引き出すことは出来ないのです。いつでも伺える、いつかそのうちにと怠けていた不勉強を嘆き、後悔しています。

めざすところを間近にして

山口 明子

七〇年代半ばごろ、キリスト教の女性たちで韓国の被爆者問題を勉強する会があった、中島さんに講師で来て頂いたことがあった。それをきっかけとして孫振斗さんの裁判の署名集めなどが始まった。その後、「市民の会」の東京支部が出来、続いて、現在の「市民会議」が誕生した。その後、結婚して、中島さんが夫の若いころからの親しい友人であると知った私は、あるとき、「中島さんて、えらい先生だと思っていたけれど、あなたのお友だちとなると、だいぶ株が下がったわ」と軽口をたたいた。すると夫が真顔になって、「ぼくの友だちだけれども、あれだけ、朝鮮人被爆者問題に打ち込んでずっとやっているのは、偉い人だよ」と私をたしなめた。

夫が亡くなって十八年、その間、ずっと市民会議で一緒にきて、わたしもつくづくその偉さがわかってきた。ただ、膨大な知識の積み重ねや、緻密な考え方をもちながらも、謙虚な中島さんには、先生という呼び名はそこかそぐわない。「中島さん」であつたけれども。この十八年間に外国人被爆者をめぐる状況にはずいぶん変化があり、どう考え、どう行動すべきか迷うところで、市民会議がぶれることなく、一貫して続いて来たのは、中島さんに負うところが大きかったと思う。アフロ・アメリカン・スピリチュアルに「行け、モーセ」という歌がある。エジプトで奴隷とされていたイスラエルの民が、そこを脱出して祖国をめざす物語を歌ったものだが、この歌の主人公のモーセは、目的の地を眼下に眺めながら、目指す地に入ることなく生を終えた。そして、若い指導者のもとに、イスラエルの民は目的地に入る。中島さんも、また在韓被爆者問題の解決を目前にしながら逝かれた。私たちもまたよき導き手だった中島さんの後を継いで残りの短い行程を歩み続けようと思う。

中島竜美さんとの出会

渡辺 峯

中島竜美さんのお名前は早くから伺っていたが、直接お世話になったのは一九七〇年代の初め、日本YWCAの「ひろしまを考える旅」に関してであった。YWCAは、七〇年の全国総会以来、核兵器だけでなく、核の所謂「平和利用」も否とする立場を明らかにしてきた。そのことをしっかり考える大切な企画として「ひろしまを考える旅」を爾来三〇年余続けているが、そのそもその初めに大きな助言、支えを頂いたのが中国新聞の大牟田稔さんであり、そのご友人の中島さんであった。私たちはこの「旅」を通して次々と重要な問題に目を開かれることとなるが、そのごく早い段階で、お二人を通して在韓被爆者問題に出会えたことは本当に感謝のほかはない。

個人的には、当時の日本Yの幹事、島田麗子さんに紹介され、中島さんが深く関わっておられた辛泳洙さんの手帳に関して夫ともどもお手伝いしたのが初めだったと思う。その後、八八年に在韓被爆者問題市民会議が東京で結成され、そこに加わる

こととなった。私たちは毎回の運営委員会で、中島さんの永年にわたるこの問題との深い関わり、熱い思い、さまざまな人脈、などを知ると共に、そのお人柄、判断力、リーダーシップにふれてきたが、いま改めてそれらを、言いしれぬ深い感謝と共に思

チエゲチヨル裁判最高裁で勝利勝ち取る

二月十八日、故崔季澈（チエゲチヨル）

さんの訴えに対して最高裁第一小法廷は時効を理由にその請求を認めなかった福岡高裁判決を破棄し、逆転判決を言い渡した。

故崔季澈（チエゲチヨル）さんが長崎市に対して帰国を理由に健康管理手当の支給を打ち切るのは違法として未払い分の支給を求め訴えてきた。すでに一審・二審とも「帰

国を理由とした打ち切りは違法」との判断をした。さらに最高裁ではその請求権に時効が成立するかどうかの判断が注目されていた。最高裁判決では「通達により在外被

爆者の権利行使を妨げてきた行政側が時効を主張するのは信義則違反」と断罪した。昨年二月のブラジル被爆者判決に続いて勝

訴になった。同日、最高裁の前には支援者とともに崔さん訴訟を継承してきた六女の

う。

あまりにも早いお旅立ちであった。ご遺族のご心情をお察し申し上げる。今後在韓被爆者問題に私なりに関り続けることが、中島さんへのせめてものお礼と

思っている。

美淑さんも参加し、「父がいるときに判決がでたらよかった」と発言した。

この判決は直接的には長崎市への83万円の支払いを命じたものであるが、厚労省・政府の責任であり、時効の問題にとどまらず、手帳の取得や現地での医療助成など全面的な施策が必要である。

（文責 及川）



中央が六女美淑さん